

グリーンライフ共済事故通院見舞金請求書

| | | | |
|-------|--|-------|--|
| 事業所番号 | | 加入者番号 | |
|-------|--|-------|--|

| | | | | | |
|---------|---|---|---|---|---|
| | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 事故通院見舞金 | ¥ | | | | |

上記の見舞金を請求いたします 住所

狭山商工会議所 御中 事業所名

令和 年 月 日 代表者名 印

電話番号：

グリーンライフ共済事故通院見舞金発生事由に関する証明

| | | |
|---------------|---------------------|-----------|
| 通院した者 | 住所 | 生年月日 |
| | フリガナ | S・H 年 月 日 |
| | 氏名 | |
| 通院した病院 | 所在地 | |
| | 名称 | |
| | 電話番号 | |
| 事故名 (事故状況) | | |
| 通院日 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | |

※見舞金の額は加入口数1口につき10,000円です。加入口数が分からないときは商工会議所までお問い合わせください。総務課：2954-3333

下記の書類等により通院を確認いたします。

1. 領収書5日分以上(コピー可) 2. その他 ()

～入院・事故通院見舞金請求により、当所が取得する個人情報の取扱いについて～

1. グリーンライフ共済見舞金請求に際し、当所が取得した個人情報につきましては、見舞金支払の為の審査、見舞金交付に関するご連絡、見舞金既払い被保険者の管理に使用いたします。

また、請求内容の確認に際し、被保険者が通入院する医療機関に本請求書の真偽を確認する場合があります。

2. 当所が取得した個人情報に関する開示・訂正・利用停止・消去の求めについては、狭山商工会議所個人情報相談窓口へお申出下さい。請求手続きの詳細についてご説明申し上げます。

上記について確認し同意します。 被保険者氏名 _____ 印

●受取方法 現金 ・ 振込 希望する方に○をおつけください。

(振込希望の方は下記欄をご記入ください)

| | | | |
|-------|------|------------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| | | | |
| 種目 | 口座番号 | 口座名義(フリガナ) | |
| | | | |

※注意事項は裏面をご覧ください。

担当者 _____

事務処理欄

| | | | | |
|-----|-----|------|----|----|
| 受付日 | 加入月 | 増減口月 | 口数 | 請求 |
| | | | | |

※注意事項

* 狭山商工会議所の生命共済制度（グリーンライフ共済）はアクサ生命を引受会社とする定期保険（団体型）と狭山商工会議所が独自に実施する祝金・見舞金制度で構成されています。

* 本請求書に記載された個人情報、祝金・見舞金支払の可否判断を含む給付金支払手続きにのみ利用します。

* 現金での受取をご希望の場合、請求からお支払までの期間の目安は、10日までの受付分は当月25日前後に、25日までの受付分は翌月10日前後となります。

* 振込での受取をご希望の場合、請求からお支払までの期間の目安は、原則5営業日以内となります。

○本制度は当所内規に基づき審査し、お支払いいたします。
以下内規

1. 病気入院見舞金を請求される場合

病気により5日以上の入院をしたとき。但し、保険期間中(10月1日～9月30日)1人1回を限度とさせていただきます。

提出書類として、お見舞金請求書・添付書類（領収書等のコピー）が必要となります。

※同一事由請求となり2回目以降のお支払いが出来ない事例

- ・ 同じ病気でのご請求につきましては、翌年以降の入院でもお支払い対象となりません
- ・ ガン等の転移性の高い病気につきましては、他患部への転移による入院でも同一事由となり、翌年以降の入院でもお支払い対象となりません
- ・ 合併症による入院につきましても同一事由となり、翌年以降の入院でもお支払い対象となりません
（例）糖尿病の合併症で白内障を患った等

2. 事故通院見舞金を請求される場合

不慮の事故により5日以上の通院をしたとき。但し、保険期間中(10月1日～9月30日)1人2回を限度とさせていただきます。

提出書類として、お見舞金請求書・添付書類（領収書等のコピー）が必要となります

※同一事由請求となり2回目以降のお支払いが出来ない事例

- ・ 1事故につき2回の請求はお支払い対象となりません
- ・ 同一事由で5日以上入院をされた場合（入院給付金の対象となるため）
- ・ ギックリ腰を事由とした請求につきましては初回を限度とします
- ・ 傷害に該当しない腱鞘炎・リュウマチ・関節炎・四十肩等の慢性的疾患による通院につきましては、お支払い対象となりません

3. 結婚祝金

1年以上の加入者が結婚されたとき。

提出書類として、祝金請求書が必要となります。

また、添付書類として戸籍謄本・抄本のいずれか一方（コピー可）が必要となります。

4. 出産祝金

1年以上の加入者にお子さまが誕生したとき。

提出書類として、祝金請求書が必要となります。

また、添付書類として住民票または母子手帳等、出産を証明するもの（コピー可）が必要となります。

※1回の妊娠出産につき加入者数分の祝金となります

※双子のお子さまが誕生した場合でも1回の妊娠出産となります

5. 請求期限

請求事由が発生してから3年間においてご請求できます。

6. 入院及び事故通院での請求事由の場合、商工会議所は関係各所に確認を行うことがあります。

以上